

氏名	あん さんみん <b>安 箱敏</b>
学位(専攻分野)	博士(学術)
学位記番号	博甲第705号
学位授与の日付	平成26年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	工芸科学研究科 造形科学専攻
学位論文題目	<b>韓国ソウルにおける近代都市計画公園形成過程に関する研究 - 1930年京城都市計画から韓国解放後大韓民国都市計画法 制定(1962年)までを中心に -</b>
審査委員	(主査)教授 石田潤一郎 教授 小野芳朗 教授 中川 理

### 論文内容の要旨

本論文は、韓国ソウルにおいて、法定都市計画による公園が、どのような意図のもとに、どのような過程を経て成立し、変容を遂げたかを、植民地期から朝鮮戦後までの時期を通して解明したものである。

論文は、序章を含め4つの章で構成される。

第1章「京城の都市計画公園案の成立と展開」では、1936年制定の「京城市街地計画」の前段階として、1927年に京城府によって策定された「京城都市計画調査書」と、1930年に朝鮮総督府によって策定された「京城都市計画書」に注目し、そこでの公園計画を分析する。

第1節では、前者が既存公園の確認にとどまっているのに対し、後者は広範囲に新設を図るという点で対照的であるが、ともに公園の衛生面の機能を重視する点で共通することを指摘し、後者にあっては空気浄化の見地から、都市面積の1割、1人あたり20㎡という水準を設定していたことを示した。

その上で第2節では、「京城都市計画書」においては、上記の衛生あるいは娯楽といった基本用途以外に「運動公園」7個所が設定されることに注目する。このうち実際に設置された3個所について、その使われ方を新聞史料をもとに解明した。その結果、スポーツ大会等、名目に合致した使用もあるものの、野外音楽会や式典など群衆を集める「広場」としての意味が卓越していたことを明らかにし、「運動公園」の趣旨が明確でなかったことを指摘した。

「京城都市計画書」においては「児童公園」が基本的な公園用途とされていた。この点に着目して、第3節では1920年代から30年代における児童公園の意味づけをさぐった。その結果、1920年代においては遊戯・教育施設としての意味が強いが、1930年代に入ると都心部の空地として都市衛生、有事の避難所の機能が重視されることを示した。

第2章「市街地計画による土地区画整理事業、そして公園案の具現」では、1940年に「京城市街地計画」に基づいて決定した「公園地区」について、その設置状況と機能とについて論じる。市街地計画公園の過半は、土地区画整理事業によって郊外地域に造成された。第1節では土地区画整

理事業地 10 個所について、その計画内容を一次資料から解明し、実地踏査によって計画との異同を確認してその位置を確定した。

第 2 節では、市街地計画公園計画において、児童公園が特に重視されていたことを指摘し、日本国内とほぼ同基準で設計されたことを示した。第 3 節では、京城市街地計画の策定過程においては、1938 年までは公園地区と風致地区を一体のものとして計画が進められ、途中から分離したことを示し、風致地区は景観の保護、公園地区は散策・運動機能を分担することとなったことを明らかにした。また両地区ともに地区内に含まれることに対する府民の反対が強く、地区決定が遅延したことを示した。

朝鮮戦争による混乱と戦後の人口激増とによって、市街地計画公園の様相は大きく変化する。第 3 章「韓国解放後の公園計画」では、1962 年「都市計画法」制定、およびそれに基づく 1965 年「ソウル市公園再整備計画」立案に至るまでの状況を行政資料と実地踏査、ヒアリングによって明らかにする。第 1 節では、近隣公園は私有地比率が高く、大面積であったために転用される割合が高かったが、児童公園はよく維持されたことを示し、第 2 節では児童公園について、個々に改廃、再整備の状況を明らかにしている。

## 論文審査の結果の要旨

19 世紀前半に欧米において成立した近代公園の概念は、19 世紀末にはアジアにも到達する。その受容と展開の過程は近現代都市を考える上で重要な問題となっている。しかしながら朝鮮半島における近代公園の歴史的考察は、これまでのところ、制度面の解明かあるいは特定の事例についての個別的考察にとどまっている。特に 1930 年代後半になって展開した法定都市計画の一環としての公園については研究が及んでいない。そこにおいて、本論文は朝鮮総督府行政史料等による計画者側の動向の解明と新聞史料の博捜に基づく住民側の反応の分析との両面から、ソウルにおいて公園がどのような役割を期待されていたのか、それがどのように造成され、どう使われたのかをはじめ明らかにした。さらに太平洋戦争の終結後、公園施設を引き継いだソウル市当局が、朝鮮戦争をはじめとする混乱を経る中で、あらためてそれらを位置づけなおしていく過程についても解明を進めている。

植民地期ソウルにおける法定都市計画は 1936 年の「京城市街地計画」制定によって開始されるが、その前段階として京城府策定の「京城都市計画調査書」（1927 年）と朝鮮総督府策定の「京城都市計画書」（1930 年）が存在する。後者についてはこれまで詳細な分析がなかったが、論文では「市街地計画」へ直接的につながる部分があることを指摘しつつ、新聞史料から抽出した現実の使われ方と計画の理念との間にはズレもあり、この時点では公園の用途についての想定においては明確さを欠いていたことを示した。

「京城市街地計画」を踏まえて 1940 年に大小 140 カ所の公園の設置を内容とする「京城公園地区計画」が決定を見る。この計画は「風致地区」とともに総合的な法定都市計画の一環をなしたが、戦時体制化によって施行は遅滞し、工事状況は不明のままであった。論文では発掘した一次史料に基づいて現地踏査をおこない、計画との異同を確認した。同時に日本国内の「都市計画公園」との基準の比較、風致地区との機能分担といった制度面の解明も進めた。

1945 年の独立以降、1962 年に「都市計画法」が制定されるまでの動乱期には、ソウル市内の多くの公共用地が住宅用地に転用されたことが知られるが、あらためて行政史料にもとづいて管

理状況を把握し、公園概念の解釈の変化を検証し、また転用に当たって地域的な濃淡があることを明らかにした。

近代公園が構想され、具体化を見、それが滅失し、再整備されるという歴史的経過を着実に解き明かした労作であり、韓国都市史の空白を埋める好論文として高く評価できる。

本論文の基礎となっている学術論文は、査読付き論文としてすでに掲載された①②、および採用が決定された③である。3編いずれも申請者が筆頭著者である。

①Ahn Sangmin, Ishida Jun'ichiro: "Re-thinking of the city park planning in Seoul from 1936 to 1962" *International Conference on East Asian Architectural Culture 2011*, CD-ROM , not paged, 23p, p.120(Conference abstracts) (2011)

②Ahn Sangmin, Ishida Jun'ichiro: "Recondideration of Park Planning in Seoul Especially about Ground Park System Designated along with the Kyoengseong City Planning in 1930" *International Conference on East Asian Architectural Culture 2012*, Memory Stick, not paged, 14p, p.101(Conference abstracts) (2012)

③安箱敏、石田潤一郎：「植民地期ソウルの児童公園計画及び韓国解放後の変遷に関する一考察」(原文韓国語)『ソウル学研究』、ソウル市立大学付属ソウル学研究所、掲載決定 (2014)